

2013年7月25日

公益財団法人パブリックリソース財団
専務理事・事務局長
岸本 幸子

具体的な政策提案

1 市民ファンド創設助成事業、基金の設置

共助社会の中核的担い手である、社会課題解決型非営利組織・社会的企業等に対する民間寄付の促進を目的に、基金を設置する。

基金は、資金仲介組織（市民ファンド）の設立および初動段階の運営を支援して、寄付を通じて社会に貢献したいとする市民のニーズに応える、持続可能な寄付推進組織を全国につくことをめざす。

基金は、市民ファンドの行う、民間寄付にかかわる啓発活動、寄付者に対する情報提供と支援、寄付の募集と助成、非営利組織・社会的企業等に対するマネジメント支援、寄付の成果評価などの活動を促進するための事業を行う。

基金を管理・活用するための法人（基金設置法人）は、公募により民間から選定し、業務委託する。基金設置法人は、市民ファンドの設立・事業推進のためのインフラ組織として、助成金事業と寄付インフラ形成促進事業を行う。

<基金の行う事業内容>

- 1 基金設立の目的に合致する市民ファンドに対する助成金の交付
- 2 寄付インフラ形成促進事業
 - (1) 市民ファンドの設立・運営に対する相談、助言、情報提供
 - (2) 全国の市民ファンド間の情報共有のためのプラットフォームの提供
 - (3) 民間寄付の推進のための基盤整備にかかわる調査研究
 - (4) その他関連事業

<基金の目標と想定規模>

目標：5年後に、年間助成（仲介）額5000万円の市民ファンドを全都道府県に少なくとも一か所ある状況をつくる。年間23億5000万円の「意志ある民間寄付」を新たに創出。

基金の年間事業費は8億5000万円。基金設置期間は、少なくとも5年間。

助成事業は年間7億円。1件1000万円～2000万円を、年間50件程度。

全国寄付推進事業は年間1億5000万円

<1 市民ファンド創設事業助成金について>

- (1) あくまでも「民主導」で市民ファンドを軌道に乗せるための、「呼び水」
- (2) 法人設立準備費と法人化後の事務局運営費を助成

最長5年間の継続助成。事業開始までの費用は厚く、自立に向けて徐々に減額する。

(注) 設立時の基本財産や設立後の助成のための寄付を獲得することはそれほど困難でない。設立に向けての計画策定、支援者ネットワーク形成、助成事業や寄付者コミュニケーションを担う専門人材の件費の確保等が困難なため、寄付組織としての十全な組織基盤形成ができない。例えば寄付金5000万円調達しても、管理収入は750万円程度にとどまることが多い。1000万円の助成があれば、事務局強化して、組織基盤の整備やさらなる寄付開拓につなげることができる。

(3) 助成金対象となる市民ファンドの対象要件 (=基金の目的) は要検討

(例えば)

- ・ 市民、民間非営利組織等の民間組織が主導する体制
- ・ 非営利法人格
- ・ 上記当該事業を「専門に」行う組織
- ・ 寄付推進組織としての持続可能性 (何でチェックするか?)
- ・ 社会課題解決志向の助成方針 (助成対象は NPO 法人に限らない、成果指標の明示など)

等

< 2 寄付インフラ形成事業 >

現時点で想定される主要実施内容は下記の通り。

- 1 市民ファンド設立の手引きの作成
- 2 公益認定申請書類作成のアドバイス
- 3 市民ファンド設立準備組織を対象としたワークショップの開催
- 4 業務支援システム (寄付者管理、寄付金管理、経理処理等) の開発と配信
- 5 市民ファンドのビジネスモデル、モデル事業の研究、開発、実施支援
- 6 成果評価方法の開発

社会課題解決を効果的に進めるために、SROI、IRIS 等の成果評価方法を吟味し、成果方法や分野別共通評価指標の開発を行い、寄付者、NPO 等の助成先および関係者間のコミュニケーションを推進する。

- 7 上記に関する情報共有、協働のための市民ファンド間のネットワーク形成

2 民間寄付の全国推進キャンペーン事業

一般市民を対象にした、民間寄付の必要性と社会的役割に関する啓発活動を、各地の市民ファンドと協働して、全国で促進する。啓発プログラムの内容は全国共通のコンテンツ (データ、ビデオ、パンフレットなど) と地域独自のコンテンツ (具体的な寄付の成功事例や NPO の活動紹介、寄付者教育のワークショップ・訪問ツアーの実施、協働ファンドレイジング、相談窓口のリスト など) で構成する。全国レベルで行うキャンペーンのほか、市民ファンドに対して助成を行い、市民ファンドが地域の金融機関、メディア、企業、専門家等と協働で行う地域キャンペーンを支援する。

3 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

租税特別措置法第40条第1項の規定によれば、公益社団・財団法人、認定特定非営利法人等、公益法人に対するみなし譲渡所得税の非課税特例措置の適用については、一定の要件を満たすことにつき国税庁長官の承認が必要となっている。公益法人に関しては国税庁長官の承認は不要とすること、及び「一定の要件」についても見直しを行うことを要望する。

(例)「一定の要件」に関しては、「当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること」となっているが、「もっぱら当該法人の収益事業の用に供している場合には、時価相当額による譲渡とみなす」と規定する。 など

<参考>

背景として、平成20年空き家件数は全国で756万戸（総務省統計）。空き家率は年々増加しており平成15年調査の12.2%から13.1%に上昇し過去最高。一方、非課税措置件数は停滞している。

■寄附財産に係る譲渡所得の非課税申請の処理状況(件数)

2012.08.01公益法人協

区分	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
学校法人	80	71	66	107	82	80	29	14	32	56
財団法人	66	49	71	23	69	37	15	39	37	56
社会福祉法人	239	184	213	295	270	226	46	111	94	92
医療法人	3	5	2	3	18	10	0	1	1	3
宗教法人	90	70	107	40	110	55	28	40	87	87
その他の法人	13	51	32	27	36	41	24	40	60	37
合計	491	430	491	495	585	449	142	245	311	331

※国税庁「事務年報」より。

4 非営利組織共通データベース（日本版ガイドスター）の開発、運用

寄付者が寄付先データの入手を容易にできるように、公益法人とNPO法人をともに検索できるデータベースを開発する。データベースは助成財団や市民ファンド、オンライン寄付サイト等における団体審査に関する共通データとしても機能するように設計する。

以上